

平成30年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	自殺対策事業 (自殺対策計画策定事業)			整理番号	- -
				担当課係	保健センター
事業予算費目	款	4	衛生費	記入者職・氏名	
	項	1	保健衛生費	内線等	32-3551
	目	1	保健衛生総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	14	自殺対策事業	事業期間	単年度のみ 平成30年～ 年度
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)				
根拠法令等	自殺対策基本法				

■事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

全国で年間の自殺者数が3万人を超える状況に対処するため、平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が平成19年に示された。法の施行から10年目に当たる平成28年3月に、自殺対策基本法が改正され、全ての市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられた。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)	
		国から示されている自殺対策計画策定ガイドラインを参考に庁内関連事業の把握、市民アンケート、関係団体ヒアリング、策定会議などを開催し計画策定を行う。事業実施に当たっては地域自殺対策強化交付金(国庫補助金)を活用する。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)	地域の特性を把握し、また、庁内既存事業を「生きることの包括的な支援」の視点で計画に盛り込むことにより、実効的、効果的な自殺対策の取り組みにつなぐ。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか?	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	5. 健やかな暮らしづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	5-1健康づくりの推進
			小項目	地域ぐるみの健康づくり支援
(理由) 本市の自殺標準化死亡率(H23年~H27年)は男性11.6、女性7.2で県(男性11.2、女性9.7)と比べ男性が高い状況である。また、本市の自殺者数は平成28年から平成29年(速報値)で2人増加している。自殺対策計画を策定することは「地域ぐるみの健康づくり支援」「地域の実情に合った健康づくりを市民の皆さんと一緒に考え、取り組んでいく必要がある」との内容に合致しており、総合計画との整合性が図られている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

県内全市町村で、平成30年度に本計画策定を予定している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有)・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	全市民
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	策定する自殺対策計画が、本市の自殺対策の牽引役となることを目指す。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	市民からは「近所の一人暮らしの人や高齢者への見守りが大切」「近所づきあいやサークルなどで人間関係を作り、地元で助け合いたい」「ゲートキーパーについてもっと知りたい」との声がある。また国においては、「全国の市町村で策定する自殺対策計画は、当該市町村の生きることの包括的な支援を推進する力になる」と示されている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	平成28年の自殺基本計画改正や、平成29年7月の自殺総合対策大綱の閣議決定により自殺総合対策の基本理念等が整理され、最終的に目指すべきは「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとしつつ、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、平成38年度までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとなった。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	30年度	31年度	32年度	33年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	3,509	3,509				
		地 方 債	0	0				
		その他(利用者負担等)	0	0				
		一 般 財 源	1,755	1,755				
	A 直接事業費(千円)	5,264	5,264	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.30 人	0.30 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	4,705	4,705				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0	0				
	B 人件費計(千円) ①+②	4,705	4,705	0	0	0	0	
A + B	9,969	9,969	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	自殺対策基本法第13条第2項において市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられている。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	本市において、自殺対策に係る計画は現在策定されていないことから整理統合は困難である。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない a <input checked="" type="checkbox"/> ある	理由					
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③	「生きることを支える」視点で計画策定することにより、自殺以外の問題解決にも有効的に機能することが期待できる。						
所属長による総合的なコメント								
自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策との有機的な連携が求められているため、庁内関係部局と自殺対策について共通理解を図り計画を策定すること。								